

# 確 約 書

こどもの家入所を申し込むにあたり、現在、就労（および就労証明書を提出）していないため、

[4月1日（年度前事前申込時）・入所申請から3ヶ月以内（年度途中申込時）]

までに就労し、就労証明書を提出することを確約します。

なお、書類を提出しないとき、または就労証明書等の内容が入所の基準に欠ける場合、こどもの家の入所の取消し又は退所を承知します。

平成 年 月 日

野洲市長 様

氏名

印